



令和5年5月15日

島根県知事 丸山達也様

森林環境譲与税の譲与基準の見直しについての要望書

森林環境譲与税は、森林経営管理制度とともに令和元年に導入され、島根県内においても、間伐等の森林整備や路網整備、高性能林業機械の導入、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、市町村等の推進体制の強化に活用されており、行政と民間が一体となって取り組んでいる「伐って使って植えて育てる」循環型林業の推進のための原動力となっています。

令和4年度の島根県内の執行状況は、県市町村とも単年度譲与額を大きく超える額を予算化して執行されており、令和元年度からの累計でも高い執行率となっています。

現在、国産材を使っていこうとする動きが強まっており、これを機に森林・林業・木材産業を成長させ、山村地域を支える産業として発展させることが我々の使命であると考えています。

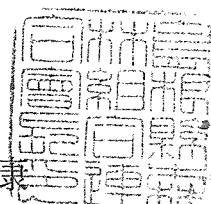
つきましては、今後とも、山村地域の活性化のための貴重な財源である森林環境譲与税をより一層有効に活用し、循環型林業を実現させていくために、下記事項について国へ働きかけて頂くよう要望します。

記

森林の整備と森林資源の活用を一体的に進める循環型林業を一層推進するため、森林環境譲与税については、森林の多い地域への配分を高めること

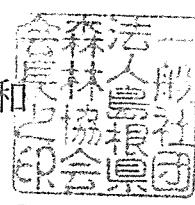
島根県森林組合連合会

代表理事長 絲原徳康



一般社団法人島根県森林協会

会長 梶野弘和



一般社団法人島根県木材協会

会長 三吉庸善

